

八戸圏域地域公共交通再編実施計画4次再編（案）の概要について

1. 再編実施計画の概要

計画の目的：持続可能な地域公共交通網形成のマスタープランとして平成31年1月に作成した「八戸圏域地域公共交通網形成計画」の方向性に基づき、具体的なバス路線の再編・見直しに係る実施計画として作成するもの。

計画区域：八戸圏域連携中枢都市圏を構成する8市町村の全域

計画期間：平成31年度から令和5年度までの5年間

実施状況：平成30年度：再編実施計画の作成（1次再編の検討）、大臣認定
平成31年度：1次再編の実施、2次再編の検討、計画の変更認定
令和2年度：2次再編の実施、3次再編の検討、計画の変更認定
令和3年度：3次再編の実施、4次再編の検討、計画の変更認定
令和4年度以降：4次再編の実施

2. 4次再編の概要

【市内路線の再編】

(1) 多賀台方面（資料1）

○多賀台団地線の運行経路の変更

→岩手県北自動車(株)南部支社（南部バス）が令和3年3月末に運行を廃止した八戸線（高館経由）の一部区間を補完するため、多賀台団地を発着する一部系統を轟木生活館まで延伸した運行経路に変更する。

(2) 南郷方面（資料2）

○南郷島守地区における自家用有償旅客運送の実施

→令和3年3月末に運行を廃止した荒谷線の代替手段として、4月より市ノ沢方面へのコミュニティタクシーを増便し対応してきたが、住民の強い要望により、南郷島守地区からは是川方面へ住民主体による自家用有償旅客運送を実施する。

(3) 是川方面（資料3）

○是川団地・新井田線の運行経路の変更

→令和3年3月末に荒谷線を廃止した影響により「是川市民サービスセンター前～縄文学習館前」の運行が減少したため、是川団地・新井田線の運行経路を変更し、荒谷線廃止による減少分を補完する。

(4) 八戸駅線及び岬台団地線の運行本数の変更

○両路線ともに1時間に3本程度の運行を2本程度の運行に見直し

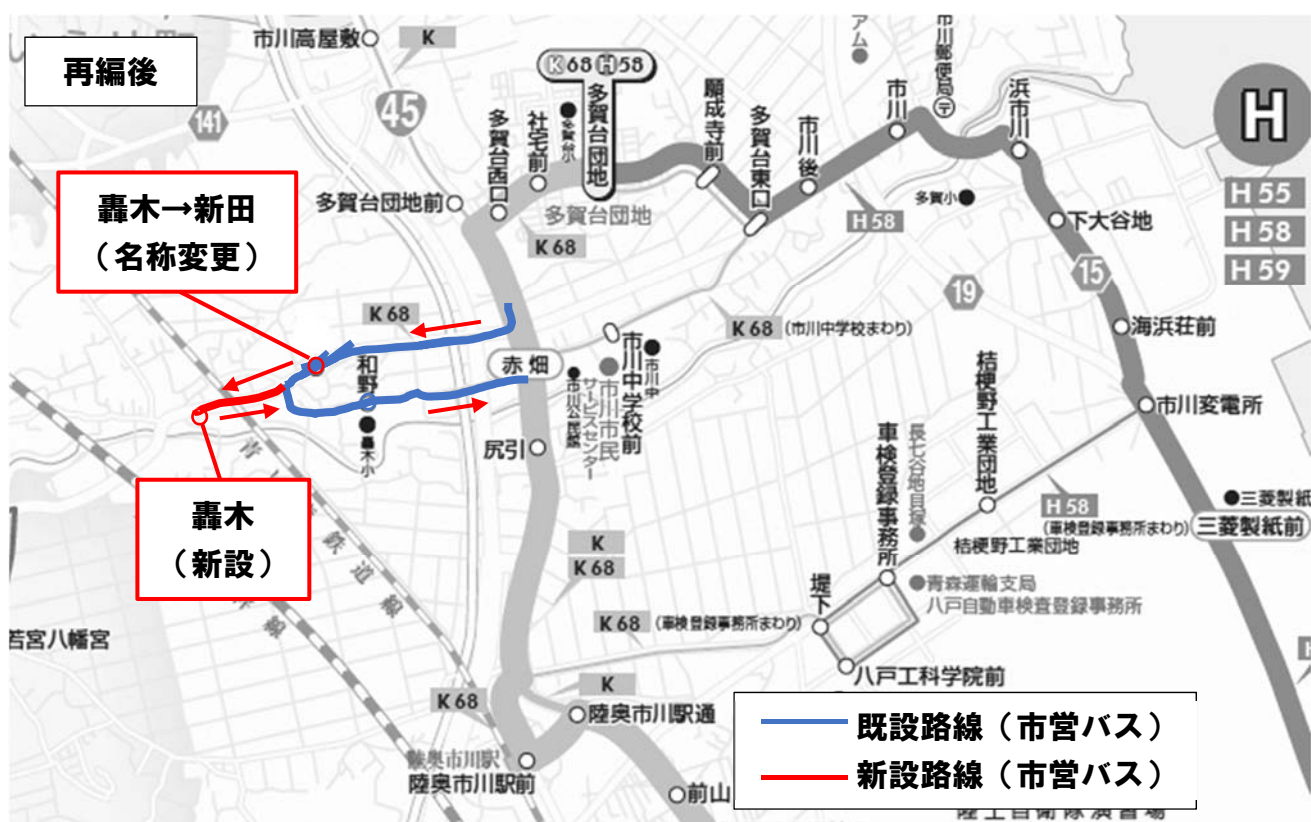
→新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりバス利用者が大幅に減少しているなか、市の公共交通ネットワークを維持するため、運行本数が多く、利用者に影響の少ない路線の見直しを行うこととした。

→両路線は、9時～17時台に1時間3本の運行を行っているが、利用状況を踏まえた結果、1時間に2本程度の運行であっても、利用者に対してサービスを維持できるものと判断し、見直しを行う。

3. スケジュール

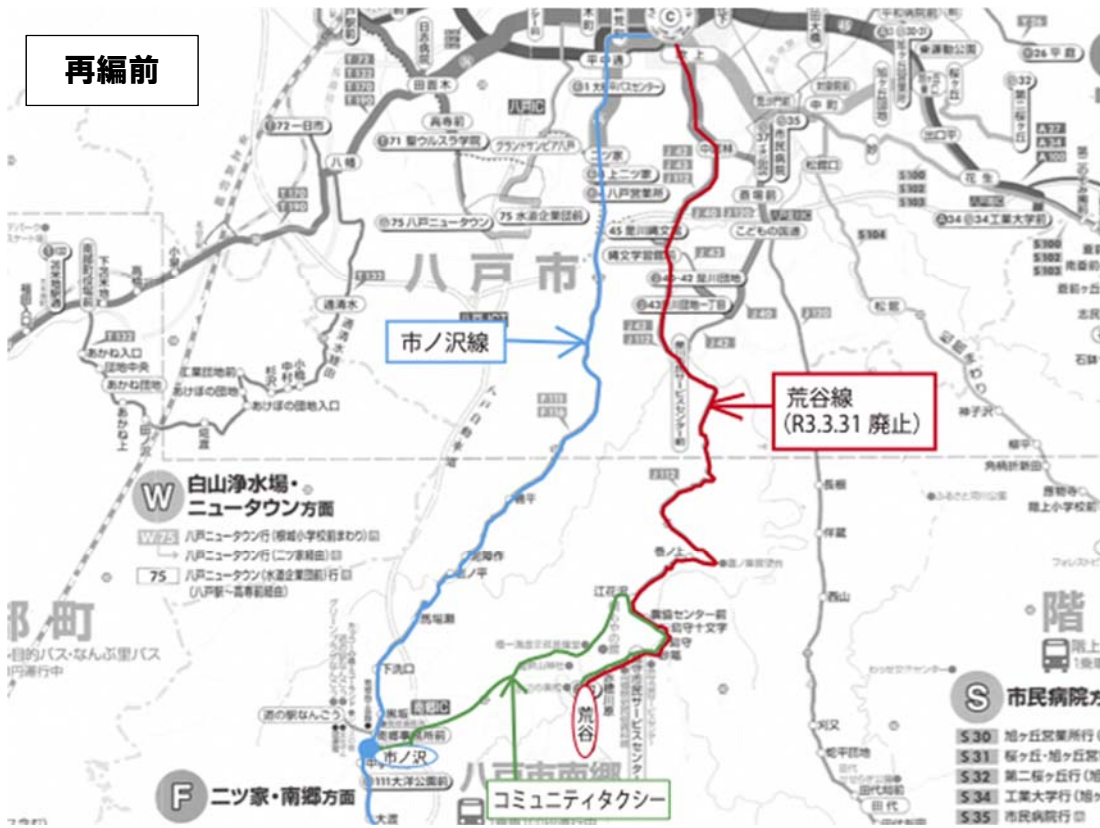
- 11月22日 八戸圏域地域公共交通活性化協議会担当者会議
 - ・ 4次再編最終案の確認
- 12月21日 八戸市地域公共交通会議
 - ・ 市内路線に関する協議・報告
- 12月23日 八戸圏域地域公共交通活性化協議会
 - ・ 圏域再編実施計画4次再編（案）に関する意見聴取
- 12月28日 国への圏域再編実施計画の大臣認定変更申請
- 3月末 大臣認定

(1) 多賀台団地線の運行経路の変更

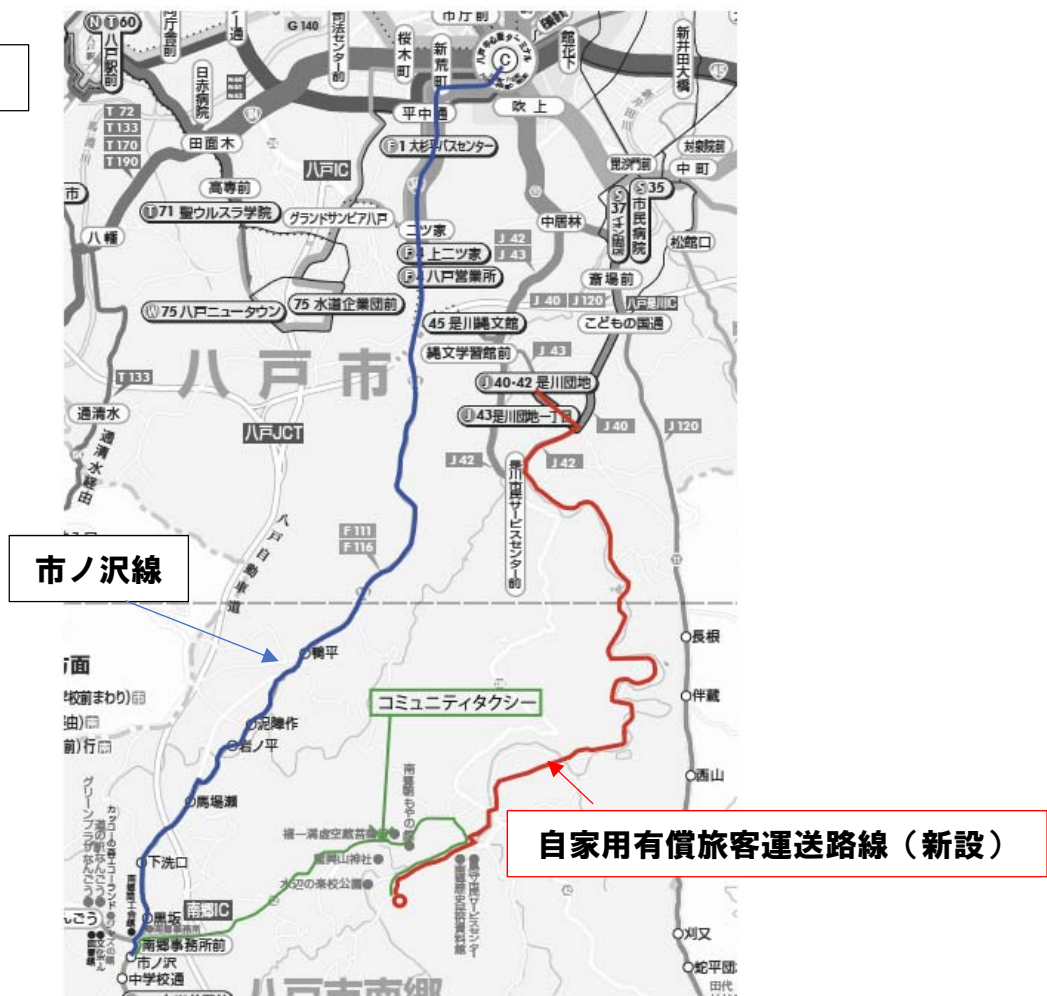


(2) 南郷島守地区における自家用有償旅客運送の実施

再編前



再編後



(3) 是川団地・新井田線の運行経路の変更

再編前

荒谷線
(R3.3.31 廃止)



再編後

清水寺前

是川団地一丁目

(1)
(2)

— 既設路線 (南部バス)
— 補完路線 (南部バス)

